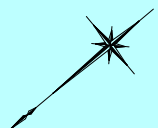


為石漁港 放置等禁止区域図



以下に示す放置等禁止区域において、
指定された放置等禁止物件を捨て、
または放置することはできません。

放置等禁止区域：  で示す

区域内の水域及び陸域

- 放置等禁止物件：
- 船舶及びその部品
 - 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済自動車並びにこれらの部品
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物

